

令和元年度第2回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和元年11月8日(金) 10時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

3 出席委員

鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
社本 光永	小牧商工会議所副会頭(福玉精穀倉庫株)
大塚 俊幸	中部大学教授
舟橋 秀和	小牧市議会議長
稲垣 衿子	小牧市議会議員
木村 哲也	小牧市議会議員
小沢 国大	小牧市議会議員
小島 倫明	小牧市議会議員
山本 雅彦	小牧警察署 交通課長(大熊 博文 小牧警察署長代理)
細 敏雄	小牧市区長会連合会長

4 欠席委員

長田 宏	尾張中央農業協同組合代表理事専務
山下 智也	愛知県議会議員
天野 正基	愛知県議会議員
西倉 潔	名古屋造形大学教授
和田 美保	アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ 副会長

5 事務局

前田 勝利	小牧市都市政策部長
鵜飼 達市	小牧市都市政策部次長
永井 浩仁	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
白木 裕之	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
長谷川 裕一	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主事
丹羽 智則	小牧市都市政策部みどり公園課課長補佐
戸松 裕貴	小牧市都市政策部みどり公園課公園整備係長
川島 君彦	小牧市都市政策部みどり公園課公園整備係主任
水野 隆	小牧市都市政策部区画整理課長
杉山 英之	小牧市都市政策部区画整理課庶務係長
水野 美沙	小牧市都市政策部区画整理課庶務係技師

6 傍聴者

0名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

議案第3号 尾張都市計画公園の変更について

諮問第1号 尾張都市計画道路の変更について

第3 報告事項

(1)小牧市生産緑地地区の指定に関する基準の制定について

(2)小牧市都市計画マスタープランの策定状況について

第4 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご参集賜りまして誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして委員の交代がありましたので紹介させていただきます。市議会議員の改選に伴い、玉井委員が退任され、新たに小沢委員が就任されました。委員及び事務局職員の紹介につきましては、「審議会委員名簿」をもって代えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度第2回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

また、本日の出席委員は10名でございますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の前田よりあいさつを申し上げます。

【事務局（前田部長）】

皆様、おはようございます。都市政策部長の前田でございます。

本日は、大変お忙しい中にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の都市計画の適正な発展のための、ご指導、ご助言を賜っておりますことに関し、心より感謝を申し上げます。

さて本日は、議案として「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」及び「尾張都市計画公園の変更について」の2件、諮問として「尾張都市計画道路の変更について」の1件であります。

また、報告事項として、「小牧市生産緑地地区の指定に関する基準の制定について」及び「小牧市都市計画マスタープランの策定状況について」の2件を予定しております。

いずれも、本市の都市計画の適正な発展に関して重要な案件でありますので、委員の皆さまにおかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆様、おはようございます。

本日は、ただいま部長から触れていただきましたとおり、3件の議案審議と、2件の報告につきましてご議論をお願いいたします。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございました。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただきましたものと、本日配付をさせていただきました資料がございます。

本日追加して配布しましたものは、議事日程、及び補足資料：議案第2号関連であります。事前に配付した資料につきましては、審議会委員名簿及び事務局名簿と議事日程の下端に記載のとおり、議案第2号、議案第3号、諮問第1号、報告資料1であります。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【大塚会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1議事録署名者の選任をいたします。小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者に、舟橋 秀和委員、小沢 国大委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、日程第2議案審議に入ります。「議案第2号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

【事務局（永井課長）】

それでは、議案第2号について、内容の説明をさせていただきます。はじめに、議案を

ご説明する前に、生産緑地地区制度につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度でございます。本市におきましては、平成4年から生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地の特徴といたしましては、生産緑地地区として都市計画決定されますと、農地として営農することを義務付けられるため、宅地造成や建築等の行為は、出来ないこととなっております。

ただし、生産緑地に指定されてから30年を経過した場合や、主たる農業従事者がお亡くなりになった場合、従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合におきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、土地の所有者は市に対して生産緑地の買取りを申出ることができることとなっております。そして、買取り申出後、所定の期間内に買い取られることなく所有権移転が行われなかった場合は、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、結果、農地以外への転用が可能となります。こうした手続きにより、行為の制限が解除されたものにつきましては、生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、生産緑地地区としての都市計画決定から除外する必要があるため、都市計画の変更を行うものであります。

それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いします。

今回の変更では、一団数を304団地から10団地を減じて294団地に、また、面積を46.9ヘクタールから2.1ヘクタールを減じて、44.8ヘクタールとしようとするものがあります。

変更理由は、先述のとおり、生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、及び面積要件を満たさなくなったものについて、一部区域を変更するものであります。

変更内容であります。

1として、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出があり、その申出があった日から起算して3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったものとし、面積2万810平方メートル、団地数10団地の減少であります。

2として、1の変更により残った農地等で指定要件を欠くものとして、面積34平方メートルの減少であります。

議案書2ページをお願いします。それぞれの一団につきまして、変更面積や理由等を記

載してございます。農業従事者の死亡又は故障によるものが大半であります。一団番号 33-33 の中に、面積要件不足を理由とするものがございます。これにつきまして具体的に説明申し上げますので、本日配布しました補足資料：議案第 2 号関連をお願いします。

都市計画運用指針の抜粋であります。アンダーラインを引いた箇所ですが、道路・水路等が介在する場合でも、小規模なものであれば一団として取り扱うことが可能である。その道水路の幅員は愛知県では 6.5m まで、一団の農地等を構成する個々の農地の面積は 100 平方メートル程度を下限とするとしております。

その下の図をご覧ください。この図は議案書の 12 頁の図面の一部を拡大したものでありますが、一団番号 33-33 は、図のとおり複数の筆で一団を構成しております。今回、農地 A64 平方メートルは死亡により、農地 C250 平方メートルは故障により解除となりました。間に挟まれた農地 B34 平方メートルについては、飛び地となることとなりますが、他との一体性が失われ、かつ、100 平方メートル以下であるため、面積要件不足により、解除となるものであります。

議案第 2 号の資料にお戻りください。3 ページには、それぞれの変更につきまして、買取り申出日及び解除通知日を記載しております。

4 ページをお願いします。総括図でございます。既存の生産緑地地区を緑色で、今回、除外する生産緑地がある地区を丸囲みでお示ししております。また、5 ページから 16 ページにかけては、位置及び区域を詳細にお示した計画図となっております。

最後に、本議案につきましては、都市計画法第 17 条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を令和元年 9 月 17 日から 10 月 1 日にかけて 2 週間行い、期間中の閲覧者は 1 名で、意見書の提出はありませんでした。

また、本日、議決をいただきました後の手続きでございますが、愛知県知事との協議を経たのち、変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言はありますか。

(発言なし)

【大塚会長】

特に意見等無いようでありますので採決に入ります。

「議案第 2 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「議案第 2 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第 3 号 尾張都市計画公園の変更について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

【事務局（みどり公園課 丹羽課長補佐）】

それでは ただいま議題となりました議案第 3 号 について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。議案第 3 号「尾張都市計画公園の変更について」であります。

提案理由は、小牧市において都市計画公園の適正配置を図るため、本田会館北公園を追加し、地域住民の利用に供するため、必要があるからであります。

2 ページをお願いします。本市では、市民憲章にて「緑とやすらぎのある美しいまちにしましょう。」を掲げており、まちづくりにおいては、市民が身近に緑とふれあえる場をつくることを目的としており、市民の利用ニーズを踏まえながら、地域に根ざした公園・緑地等の整備を推進しております。

また、緑の基本計画では、都市公園の整備目標として、一人当たりの公園面積を現状の 7.5 ㎡/人から令和 2 年度までに 7.6 ㎡/人を目指し、公園の適正配置を進めています。

3 ページ、4 ページをお願いします。本田会館北公園予定地は、小牧市北部の味岡地域に位置し、計画地西側には尾張広域緑道が南北に通っており、北側には神明社があり豊かな自然や貴重な歴史資源に恵まれ、住宅地にも囲まれた土地となっております。その一方で、周辺住民が日常的に憩い、子供達のがのびのびと安全に遊ぶことができる身近な都市公園が不足

している地域であり、公園整備に対するニーズが高い地域でもあります。

本田会館北公園は、子供の安全な遊び場所の確保、地域コミュニティの活性化、市民の皆さんの憩いの場所を確保すること、災害時における一時的な避難場所等、多目的な利用が考えられ、本市の公園整備方針に基づき、都市公園が不足している地域の改善を図るため、追加しようとするものであります。

次に内容についてであります。1 ページにお戻り下さい。

公園の種別といたしましては、街区公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては2・2・767号 本田会館北公園であります。

公園の位置につきましては、久保一色字荒田、面積は、約0.14ヘクタールであります。

整備内容につきましては、広場、遊具、植栽などを配置する予定であります。

ここで、只今申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。種別の街区公園は周辺に居住する方の利用に供することを目的とする公園で面積約0.25ヘクタールを標準としております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表しております。番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示します。

最初の2は街区公園を示しております。次の2は規模を表し、面積1ヘクタール未満を示しております。

次の3ケタの数字は小牧市に割り振られている街区公園の一連番号であります。番号のスタートは、701番から始まり本田会館北公園は街区公園で67番目になります。

また、参考として5ページ、6ページに位置を示す図面、7ページ、8ページ、9ページの計画区域を示す図面及び、10ページの平面計画の図面をご参照下さい。

尚、公園整備の詳細な内容につきましては、ワークショップ等を開催し決定していく予定をしております。

次に、経過と今後の手続きであります。今年の7月に愛知県へ事前協議を行い、都市計画変更案の公告、縦覧を9月17日から10月1日まで行いましたところ、期間中の閲覧者は2名で、意見書の提出はありませんでした。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第3号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言はありませんか。

【木村委員】

資料 10 ページの平面計画図について、先般地域住民への説明会においては今後のワークショップ等で決めていくと聞いていましたが、この平面計画図は何時の時点のものでしょうか。

【事務局（みどり公園課 丹羽課長補佐）】

この図面につきましては、昨年度の県との事前協議時に作成したものであります。今後もワークショップ等において随時変更となる予定です。

【木村委員】

もう 1 点、都市計画審議会において議論する対象ではないのかもしれませんが、この辺りは大変水が溜まりやすい地域に隣接しております。こちらの対策として公園の整備の前に雨水貯留槽を造られるとの話も聞いております。そのあたりも確認させてください。

【事務局（みどり公園課 丹羽課長補佐）】

今後公園を設計し、整備していくこととなりますが、公園整備の前年度には、河川課において雨水貯留の施設整備を行うよう、現在検討しているところです。

【大塚会長】

10 ページの平面計画図については、現段階のひとつのイメージとして示されていて、具体的には今後ワークショップで進めていくということよろしいでしょうか。

他にありませんか。無いようでありますので採決に入ります。「議案第 3 号 尾張都市計画公園の変更について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「議案第 3 号 尾張都市計画公園の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、「諮問第 1 号 尾張都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

【事務局（区画整理課 水野課長）】

それでは、諮問第 1 号について、内容の説明をさせていただきます。

はじめに、諮問をご説明する前に、本件に関連する都市計画決定及び変更について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、4 ページ、A3 の図面をお願いします。資料 1 都市計画図でございます。本市では、小牧本庄土地区画整理事業の事業化を進めており、これに伴い 3 件の都市計画決定および変更を予定しております。まず、市決定として青色点線部において尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の決定、緑色着色部において尾張都市計画道路 3・4・17 号犬山春日井線の変更を予定しております。次に、県決定として赤色着色部の尾張都市計画道路 3・4・29 号江南池之内線の変更を予定しております。市決定については、次回都市計画審議会に付議を予定しております。

今回は、県決定である江南池之内線について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、愛知県知事から意見照会があったため、本審議会に諮問させていただくものであります。

それでは、諮問第 1 号の説明をさせていただきます。戻っていただきまして、諮問書の 1 ページをお願いします。「諮問第 1 号 尾張都市計画道路の変更について」であります。

今回の変更では、右折帯を設置し交通の円滑化を図るため、3・4・29 号江南池之内線における都市計画決定された道路の一部区間の幅員及び線形を変更しようとするものであります。

諮問書 2 ページをお願いします。「1. 路線の概要」についてであります。都市計画道路 3・4・29 号江南池之内線は、江南市を起点に小牧市を東西に横断する道路です。小牧市都市計画マスタープランにおいては、「都市幹線道路」として位置付けられ自動車専用道路や主要幹線道路である 3・2・5 号国道 41 号線等のアクセス需要に対応するとともに、小牧市内外を結ぶ都市間交通を処理するための幹線道路としての役割を担っています。

「2. 都市計画変更理由とその内容」についてであります。

(1) 都市計画変更の理由についてご説明させていただきます。今回都市計画変更する本路線の既設道路である主要地方道春日井各務原線及び一般県道明知小牧線沿線では、近年大規模な物流施設の建設が進み、大型車両等の交通量が増加しております。

また、本路線の本庄交差点及び本庄西交差点付近については都市計画決定の幅員が 12m であり、右折車線設置に必要な空間を確保することが困難であり、さらに本庄交差点における曲線部の線形では、視認距離が不足することから、連続する交差点が円滑な交通の妨げとなることが懸念される状況にあります。

以上のことから、周辺土地利用状況や交通状況を勘案し、交差点部の安全で円滑な交通処理を図ることを目的として、右折車線設置に必要な空間を確保するための幅員変更及び本庄交差点における視認性を高めるための線形変更を行うものであります。

諮問書 3 ページをお願いします。

(2) 都市計画変更の内容についてご説明させていただきます。変更の延長は約 550m、変更内容は一部区間の区域を変更しようとするものであります。具体的には、本庄西交差点から本庄交差点の区間において一般部及び交差点部の幅員を 12m から 15m に変更しようとするものであります。

1 ページ飛びまして、5 ページ、A3 の図面をお願いします。資料 2 計画図でございます。図中の赤色が江南池之内線の変更後都決線であり、緑色が犬山春日井線の変更後都決線、黄色が変更前都決線となっております。

最後に、本諮問につきましては、都市計画法第 16 条の規定に基づく説明会を令和元年 7 月 24 日に行い、本諮問に関する意見はありませんでした。

また、今後の手続きでございますが、都市計画法第 17 条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を本日令和元年 11 月 8 日から 22 日にかけて 2 週間行い、愛知県都市計画審議会を経て、変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、諮問第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言はありますか。

【小島委員】

この計画道路の話は昭和 37 年だったと思いますけれども、あれから 56～7 年経っていますが、私も一般質問だとか県に要望はさせて頂いておりますが、決定するという事になれば、終点の池之内までの間をどのように県に要望されるのかお聞きしたいと思います。

【事務局（鵜飼次長）】

江南池之内線、現在の県道明知小牧線であります。こちらの道路事情というのは市としても承知しているところでして、朝夕の激しい渋滞、また歩道が設置されていない箇所が多くあることから交通安全上の問題があるということも認識をしていたところであり、愛知県に対しては道路整備の要望をしてきたところでございます。今回、本庄の土地区画整理事業に一定の目処が立ったことから、区画整理地内においては小牧市で道路整備を行い、その他未整備区間については、こうした状況の変化があったことから、愛知県に対して、これまで以上に積極的に整備要望を開始したところであります。土地区画整理事業には相当の期間を要しますが、進捗に合わせて、江南池之内線の未整備区間についても早急に事業着手し、進捗を図っていただけるよう働きかけてまいりたいと考えています。

【小島委員】

計画道路がある以上、現道は触れないというのが県のスタンスだと思いますが、今の県道を、少しでもやれるところがあったら、県にお願いして進めてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

【事務局（鵜飼次長）】

局所的な改良につきましては、愛知県もこれまで数ヶ所にわたって対応していただいたところでありますが、今後も個々の改良につきましては、市としても県に要望していきたいと思っています。

【小島委員】

大変危険な道路であります。小牧市の県道でも一番危ない道路かとも思いますので、どうか宜しくをお願いします。

【大塚会長】

区画整理事業が進み、区域内の道路が整備されることによって、区域外の区間も整備が進むことを期待するということですね。他にありませんか。無いようでありますので採決に入ります。

「諮問第 1 号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「諮問第 1 号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり承認されました。

【大塚会長】

次に、日程第 3 報告事項に入ります。1 点目、「小牧市生産緑地地区の指定に関する基準の制定について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局（馬庭係長）】

それでは、日程第 3 報告事項の 1 点目といたしまして、「小牧市生産緑地地区の指定に関する基準の制定について」ご説明をさせていただきます。

資料のご説明の前に、制定に至りました経緯についてご説明申し上げます。

国では、平成 27 年 4 月に「都市農業振興基本法」を制定し、平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。

この計画のなかで、都市農地の位置づけを、これまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する方向性が示されました。

その後、生産緑地法の改正を経て見直しが行われた国土交通省・都市計画運用指針において、生産緑地地区を追加で定めることを検討すべきとされたところであります。

こうした都市農地を取り巻く情勢・環境の変化を鑑み、本市といたしましても、生産緑地地区の追加指定を行いやすくするため、指定基準の緩和を行うこととしたものであります。

既に、指定の面積要件につきましては、本年 3 月議会において条例改正し、本年 3 月の

当審議会でも報告させていただいておりますが、従来、一団として 500 平方メートル以上であったものを、一団として 300 平方メートル以上に緩和いたしました。

本日の報告は、さらに追加指定する場合の要件につきまして、基準の緩和を行ったものであります。

恐れ入りますが、お手元の報告資料 1、の 1 ページをお願いします。生産緑地地区の指定に関する基準の条文であります。

2 ページをお願いします。見直しの概要であります。追加指定できる基準であります。表の中ほど左側の現行では、3 面以上生産緑地地区に隣接し、かつ接道していない農地としており、かなり条件の厳しい内容でありましたが、表の右側の見直しにあるように、1 点目、立地適正化計画における高次都市サービス誘導区域以外の農地等、あるいは、2 点目、既存の生産緑地地区に隣接するなど、一定の要件を満たす農地等と改めました。

具体的には、1 点目では、立地適正化計画における高次都市サービス誘導区域以外の農地等では、隣接要件等を無くしていこうとするものであります。次のページをお願いします。高次都市サービス誘導区域を赤色の網掛けでお示ししており、網掛け以外の市街化区域内については、隣接要件等が無くなりました。

2 点目の一定の要件を残している基準につきましては、高次都市サービス誘導区域内が対象となりますが、先ほど申し上げたその他の区域とは違い、より都市機能を誘導・集約すべき区域であることから、既存の生産緑地地区に隣接するなどの、一定の要件を設けたものであります。

なお、追加指定に向けたスケジュールについてですが、今年 8 月より農地所有者への周知および事前相談を開始しているところであります。今後、令和 2 年 2 月頃から書類受付を開始し、その後本審議会に生産緑地地区の変更についてお諮りした後、令和 2 年 12 月頃に都市計画決定の予定であります。

以上、簡単ではございますが、小牧市生産緑地地区の指定に関する基準の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。が、いかがでしょうか。

(発言なし)

よろしいでしょうか。それでは2点目、「小牧市都市計画マスタープランの策定状況について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局（馬庭係長）】

それでは、報告事項の2点目といたしまして、資料はございませんが「小牧市都市計画マスタープランの策定状況について」ご説明させていただきます。

都市計画マスタープランにつきましては、昨年度から改定作業を進めており、全体構想案について、今年の3月の当審議会においてご報告申し上げ、委員の皆様からご意見をいただいたところであります。

今年度に入りまして、取りまとめた全体構想案を9月17日から10月17日までの間でパブリックコメントを実施し、結果として4名の方から計7件の意見が提出されました。

主な内容としましては、

- ・公園・緑地等の整備や緑化のさらなる拡充要望
- ・木曽川水系の氾濫による大規模な洪水への対処
- ・藤島地区のバス路線の増便、積極的な文化財指定の要望
- ・長期未着工の都市計画道路の見直し などについてであります。

現在、意見に対する市の考え方をまとめており、まとめ次第、市のホームページに掲載するほか、縦覧場所にも設置していく考えであります。

また、地域別構想につきましては、本年6月から8月にかけて3回開催しました市民懇談会でのご意見を踏まえ、現在とりまとめ作業を行っております。今後、本日午後開催いたします小牧市都市計画マスタープラン策定委員会などの議論を経て、最終的には、全体構想と地域別構想を合わせた都市計画マスタープランの全体案として、次回の当審議会において、諮問をお願いする予定としております。委員の皆様方には、審議会の事前に案を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「小牧市都市計画マスタープランの策定状況について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(発言なし)

よろしいでしょうか。

それでは次に、日程第4 その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（永井課長）】

「その他」といたしまして、2点、ご連絡させていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者の委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

次に、2点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。次回につきましては、1月中旬頃に開催をさせていただきたいと考えております。なお、会議の内容といたしましては、小牧本庄土地地区画整理の決定、都市計画道路の変更、並びに都市計画マスタープランの改定に関する議題を予定しております。

【大塚会長】

その他、会議全体を通して何かございますか。

(発言なし)

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了とします。

これをもちまして、令和元年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。